

保護者様

愛知県立豊田東高等学校長

## 学校感染症による出席停止について

生徒が学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づいて出席停止となります。医療機関にて診断を受けた場合には、速やかに学校までお知らせ下さい。なお、登校を再開する場合には医師の許可を受け、別紙「様式1 治癒証明書」(担当医師が記入)を御提出ください。

※第2種にあるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関しましては、別紙「様式2 インフルエンザ 治癒申告書」・「様式3 新型コロナ感染症 治癒申告書」(保護者が記入)を御提出ください。

	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1) ※上記のほか、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) ※別紙「様式2 インフルエンザ治癒申告書」(保護者が記入)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症 ※別紙「様式3 新型コロナ感染症治癒申告書」(保護者が記入)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第3種	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第3種のその他	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※上記のほか、その他の感染症(下欄に注記あり)	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	※その他の感染症について(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患) 溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など…学校では通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができることと定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断いたします。 【「学校において予防すべき感染症の解説」日本学校保健会作成(令和5年度改訂)より】	